

保育を必要とする理由ごとの必要書類

保育の必要性の事由		必要書類	入所継続期間
就 労	1か月に48時間以上仕事をしている	就労証明書 ※自営業(個人事業主)の方については、就労証明書とは別に添付書類が必要になります。(民生・児童委員の証明は不要になりました) ・自営業の方(株式会社・有限会社等の法人会社を除く)：「確定申告(最新年分)」(第一表および第二表)。(e-Taxデータを印刷したのも可) ・開業したばかりで確定申告をしていない方：「個人事業の開業届出書」または「営業許可証」の写し。3ヶ月後に「給与明細、納品書、請求書」など実績が証明できる書類。 ・自営専従者の方：「事業主の青色申告決算書」または「収支内訳書(最新年分)」の写し。 ・家族従業者(無給)の方：「事業主の確定申告」の写し(無給の理由を詳しく記入)。	就労実績が3か月以上の場合 は就学前まで 就労実績が3か月未満の場合 は3か月後の月末まで
妊婦・出産	出産を控えている、産後である	母子手帳の写し(表紙と分娩予定日の記載ページ)	分娩予定日を含む前後2か月の月末まで(計5か月)
疾 病	保護者が病気を患っている	診断書(呉市指定の様式)	保育ができない期間の記載がある場合は期間満了月の月末まで 記載がない場合は最長3か月まで
障 害	保護者の心身に障がいがある	身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 いずれかの等級と有効期間の記載ページの写し	有効期間がない場合は就学前まで 有効期間がある場合は有効期間満了月の月末まで
介護・看護	保護者が親族の介護・看護をしている	①いずれかの等級と有効期間の記載ページの写し 身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 介護保険被保険者証 または診断書(呉市指定の様式) + ②介護・看護申立書 + ③タイムスケジュール(介護・看護状況を記載したもの) 計3点	介護が必要な期間まで または 手帳の有効期間の該当月の月末まで
災害復旧	火災、風水害、地震などの復旧にあつている	罹災証明	必要な期間まで
求職活動	継続的に求職活動または起業準備を行っている	求職活動状況申告書兼誓約書(呉市指定の様式)	3か月後の月末まで
就 学	学校教育法第一条に規定する学校、専修学校各種学校その他これらに準ずる教育施設に在籍している(予定である)	入学を控えている場合 ①就学状況申立書(呉市指定の様式) ②合格通知書の写し 計2点	入学予定日の月末まで
	職業能力開発促進法に規定のある職業能力開発施設等において職業訓練等を受けている(予定である)	既に在籍している場合 ①就学状況申立書(呉市指定の様式) ②在学証明(原本) ③授業カリキュラムの写し 計3点	終了予定日の月末まで
D V	虐待やDVのおそれがある	保護命令等	就学前まで
育児休業中(当該児は除く)	育児休業できょうだい(育児休業対象児以外)を預ける	就労証明書 ※育児休業期間と復職(予定)年月日の欄に記載があるもの	復職(予定)年月日の前月末まで
その他	上記以外の理由で市が認めるもの	状況に応じて	状況に応じて

世帯の状況等により必要な書類

世帯状況		必要書類
世帯に関して	障がいのある人がいる世帯	身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 特別児童扶養手当を受給していることがわかる書類 いずれかの等級と有効期間の記載ページの写し
	生活保護世帯	生活保護受給証明書等の写し
	ひとり親世帯	保護者がひとり親であることがわかる戸籍謄本 児童扶養手当証書 ひとり親家庭医療受給者証 いずれかの写し
	離婚を前提に別居中	離婚を前提にした別居中等の申告書兼誓約書 ※理由による添付書類についてはお問合せください
収入に関して	海外勤務をしていた方	所得と控除(社会保険料等)を証明できる書類(呉市に所得情報がない場合) ※詳細についてはお問合せください
	当年(または前年)の1月1日時点で呉市以外に住民登録をされていた方	4月から8月の間に入所される場合 前年度および当年度の市民税課税証明書(各1月1日の住民登録地で交付) 9月から翌年3月の間に入所される場合 当年度の市民税課税証明書(当年1月1日の住民登録地で交付) ※1~3月の間に入所される場合は前年1月1日の住民登録地で交付